

工事現場における施工体制点検要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市の発注工事において工事現場の施工体制が、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、建設業法等の関係法令に基づいて適切に施工されているかを点検することについて、必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 対象工事は、予定価格400万円超（「軽微な工事」を除く。）の工事とする。ただし、工事監督課が必要と認めた場合はこの限りではない。

(点検)

第3条 工事監督課は、前条の工事について次の各号に定める方法により「施工体制点検表（様式1、別表1、2、3を含む）」に基づいて点検する。

2 契約変更により請負金額が変更となった場合は、その変更時から第3項の区分にしたがって点検を行うものとする。

3 施工体制点検表（様式1別表1、2、3を含む）の点検項目については、次のとおり行う。

(1)「①監理技術者資格者証の把握」「②同一性の把握」「③常駐の把握」

下請代金の総額が5,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の工事について行う。ただし、③において技術者が主任技術者の場合は、請負金額が500万円以上の工事について行う。

(2)「④施工体制台帳」「⑤施工体系図」「⑥施工体制の把握」

下請契約を締結している対象工事について行う。

(3)「⑦工事カルテの登録」「⑧建設業許可を示す標識」「⑨建退共制度に関する掲示」「⑩労災保険に関する掲示」

請負金額が500万円以上の工事について行う。

4 工事監督課は、第1項で点検した施工体制点検表を工事成績評定表と共に技術監理局技術部長に提出する。

5 技術監理局技術部長は前条の対象工事について前項の施工体制点検表が提出されているかを確認の上、施工体制点検表を技術監理局契約部長に提出する。

(不適切な工事の報告)

第4条 工事監督課は、施工体制点検表に基づいて点検する中で、疑義、不適切な事項が生じた場合は、次の措置を講じなければならない。

(1)「監理技術者資格者証の把握」、「同一性の把握」、「工事カルテの登録」、「建設業許可を示す標識」、「建退共制度に関する掲示」及び「労災保険に関する掲示」について疑義・不適切な事項がある場合には、口頭でその是正指導を行う。

是正指導に応じない場合は、指示書により是正を指示する。指示書によっても、是正されない場合は技術監理局契約部長に報告する。

(2) 監理（主任）技術者及び現場代理人の「常駐の把握」は、施工中月 1 回程度抜打ちにより点検する。

点検の結果、不在であった場合には本人に不在理由を聞き、その理由に正当性がない場合は、指示書により是正指導する。この是正指導後は、点検頻度を増やし、再度正当性がない不在があった場合には技術監理局契約部長に報告する。

(3) 「施工体制台帳」及び「施工体系図」の点検は、当初の提出があった場合に行い、それ以後は変更の都度行う。

点検の結果、未提出、必要事項の未記入、下請契約書の写しがない場合等は、是正を指導し、是正されない場合は指示書により指示する。指示書による指示でも是正されない場合は、技術監理局契約部長に報告する。

(4) 「施工体制の把握」は、「元請人の実質関与に関する点検事項」(別表 3)に基づき、工事施工中に点検する。

点検した結果、総合判定が「ウ．一次下請が元請が行うべきことを実施していた。」となった場合には、速やかに工事監督課から技術監理局契約部長に報告する。ただし、下請人がいない工事については、「元請人の実質関与に関する点検事項」(別表 3)による点検は不要とし、「施工体制の把握」の点検結果は「ア」と記入する。

(5) 前各号に基づいて工事監督課が技術監理局契約部長に報告する場合は、報告時点での施工体制点検表及び指示書の写しのほか、別に不適切な内容、指導の内容等がわかるものを併せて提出する。

(不適切な工事の処理)

第 5 条 技術監理局契約部長は、前条第 4 号の規定により一括下請負の疑義があると報告があった工事については、必要に応じて元請人又は下請人から事情を聞いたうえで建設業許可行政庁に通知し、建設業許可行政庁と協同して一括下請負の禁止に関する調査を行う。

2 前項の場合のほか、前条の報告に基づき次の各号に定める法令に違反している疑いがある場合は、技術監理局契約部長は建設業許可行政庁に連絡し、必要な措置を講じる為の調査を行う。

(1) 建設業法第 28 条第 1 項第 3 号、第 4 号又は第 6 号から第 8 号

(2) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 13 条第 1 項若しくは第 2 項、同条第 3 項の規定により読み替えて適用される建設業法第 24 条の 7 第 4 項、同条第 1 項若しくは第 2 項又は同法第 26 条若しくは第 26 条の 2

3 前 2 項の事情の聴取及び調査にあたっては、必要に応じて工事監督課と協同で行うことができる。

(工事成績への反映)

第 6 条 施工体制点検表の点検を通じて元請人に不適切な点があった場合には、工事監督課はその内容、改善状況に応じて工事成績評定に適切に反映する。

(委任)

第 7 条 この要領に定めのない事項については、別に技術監理局長が定める。

付則

この要領は、平成14年4月1日から施行し、同日以降に契約する工事から適用する。

付則

この要領は、平成18年4月1日から施行し、同日以降に契約する工事から適用する。

付則

この要領は、平成27年4月1日から施行し、同日以降に契約する工事から適用する。

付則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以降に契約する工事から適用する。

付則

この要領は、平成29年10月1日から施行し、同日以降に契約する工事から適用する。

付則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以降に契約する工事から適用する。

付則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この改正の施行の際、現に存する従前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

付則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この改正の施行の際、現に存する従前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

付則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以降に契約する工事から適用する。